

ふじみ野市立上野台小学校

# いじめ防止基本方針

平成30年 6 月 4 日 改訂  
ふじみ野市立上野台小学校

## ◆ はじめに ◆

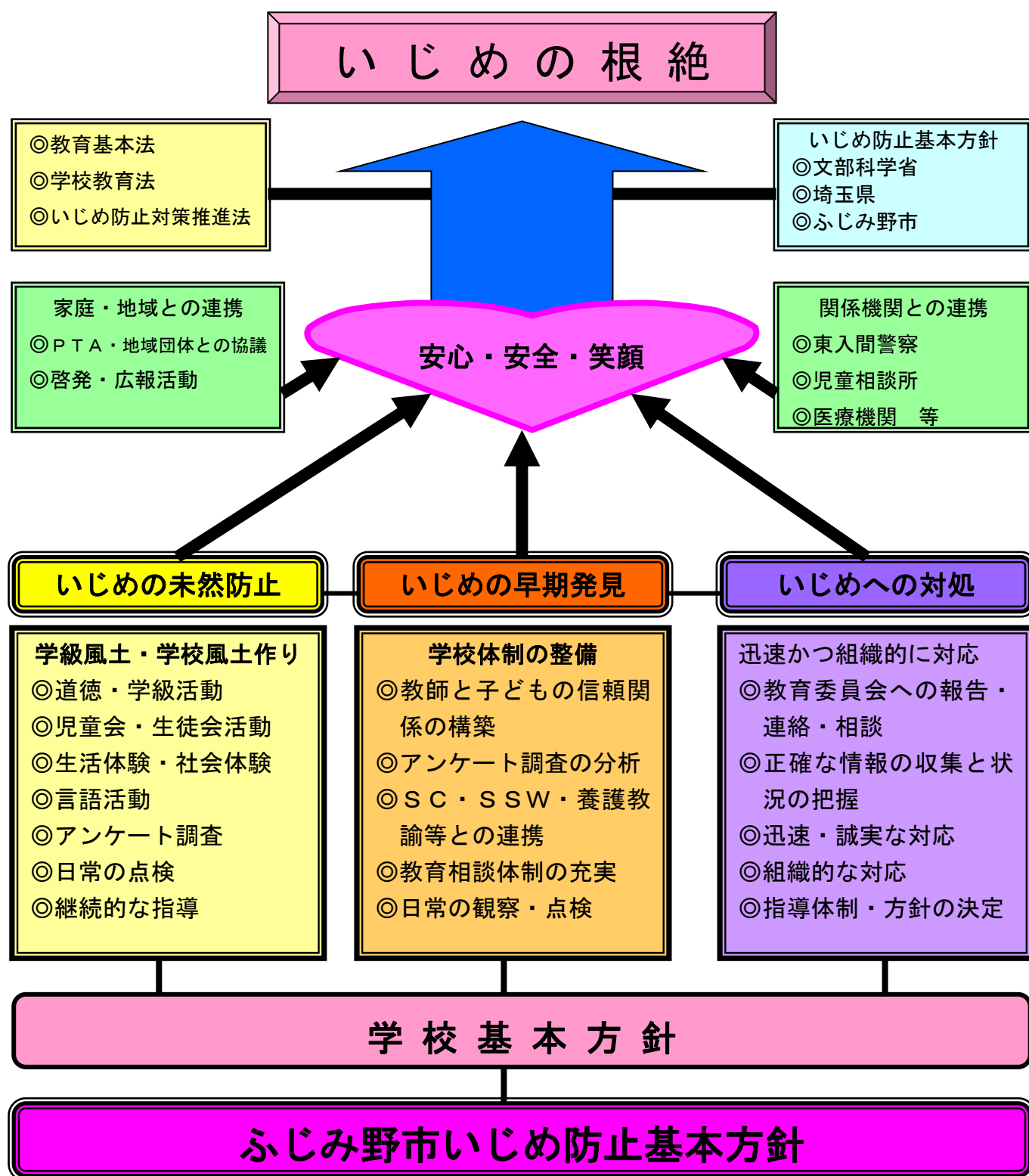
いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめをなくすためには、日頃から個に応じたわかりやすい授業と、主体的、対話的な深い学びのある授業をすることが重要である。また深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことも大切である。本校ではそのことを全職員で共通理解した上で、いじめ防止対策推進法に基づき「ふじみ野市立上野台小学校いじめ防止基本方針」を策定し、実践していくものである。

## 目 次

|                                          |   |
|------------------------------------------|---|
| ○ 上野台小学校いじめ防止グランドデザイン・・・・・・・・・・・・・・・・    | 2 |
| 1 いじめとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 3 |
| 2 いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 3 |
| 3 いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 3 |
| 4 いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 5 |
| 5 家庭・地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 6 |
| 6 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| 7 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |

# 上野台小学校いじめ防止グランドデザイン



## 1 いじめの定義

○いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によるものとする。

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめに関する基本的認識

○いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとする。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。我々上野台小学校教職員一同は、どんな小さな出来事でも「いじめにつながる」と認識し、「いじめで苦しむ子」を出さないように努めなければなりません。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成させるようにすることが必要です。上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害感情に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切です。

## 3 いじめの未然防止

○いじめは重大な人権侵害であり、許される行為ではありません。いじめは、どの学校でもどの子にも起こり得る認識に立ち、いじめ未然防止に全力で取り組みます。いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに被害にあった児童に寄り添い守ります。いじめ問題については、全教職員の共通理解のもとあらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携（幼保との連携・小中連携・小小連携）や心の相談員やスクールカウ

ンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組をします。児童からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携を図り必要な支援を行います。「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」「児童会が中心となったいじめ防止」への取組みなどを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

### **(1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援**

児童生徒の望ましい人間関係を育むためにソーシャル・スキル・トレーニングをはじめとした適応指導を行うとともに教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。

### **(2) 「子どもの人権」の啓発推進**

お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子供の人権」について啓発します。

①いじめは重大な人権侵害⇒いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり決して許されないことを理解させます。

②いじめは刑事罰の対象に⇒いじめが刑事罰の対象の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させます。

③東日本大震災により被災した児童に対して⇒東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が浮けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対してのいじめについて理解させます。

④配慮が必要な児童について⇒特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

### **(3) 道徳教育の充実**

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童生徒の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

### **(4) 体験教育の充実**

子どもたちが他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得できます。福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を教育活動の中に取り入れます。

## (5) 情報モラル講習会の充実

健やか輝き支援室・生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童生徒、保護者向けに実施している講習会の充実を図り、スマートフォン（メール、ライン等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。インターネットの使用に関するルールや情報モラル教育の充実に努め、児童が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことや児童や保護者を対象に学校からの要望により、「生徒指導・いじめ問題対策員」による講演を行います。また、ネットの不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールの充実を図り、学校への情報提供を行います。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

全教職員の共通理解のもと年間を通して定期的にいじめに関する調査（学期に1回程度）、家庭訪問、個人面談などを活用し、いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握します。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図ります。また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進めていきます。

### (2) 教職員の指導力の向上（研修の実施）

児童生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応及び保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図ります。教職員がいじめを発見、または、相談を受けた場合、些細な兆候が見られるなどの懸念がある場合は、児童からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て報告、相談をします。学校の特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込み、「学校いじめ問題対策組織」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることを理解します。教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」や「上野台小学校きまりハンドブック」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、全ての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の児童への指導の充実を図ります。また、学校警察連携協議会を通じて小・中の連携体制を整えていじめへの対応に取り組みます。

## 5 いじめへの対処

### (1) いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整えます。各学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定める際には、国の基本方針、埼玉県基本方針、ふじみ野市基本方針を参考にし、「いじめ防止のための取組」「早期発見」「いじめ事案への対処のあり方」「教育相談体制」「生徒指導体制」「校内研修」等を定めます。また、いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する体制を支援していきます。

### (2) 教育相談の充実

#### ①児童生徒が相談しやすい校内体制の工夫

相談週間を設定したり、児童生徒が相談する時間帯や場所などを工夫したり、児童が自身の思いを表現できる環境づくりに努めます。

#### ②多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会（ケース会議）に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

### (3) いじめる側の幼児・児童・生徒への実効性のある指導

#### ①毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童生徒に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の働きかけを行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、警察と連携して対応します。

#### ②保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の児童生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や各学年、年度初めに、児童、保護者、関係機関等に周知します。

#### ③加害者児童に対する成長支援

いじめの加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう周知します。

### (4) 児童・生徒の主体的な活動の促し

小学校の児童会において、児童生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように指導します。また、児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

### (5) いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するも

のとします。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していきます。

### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

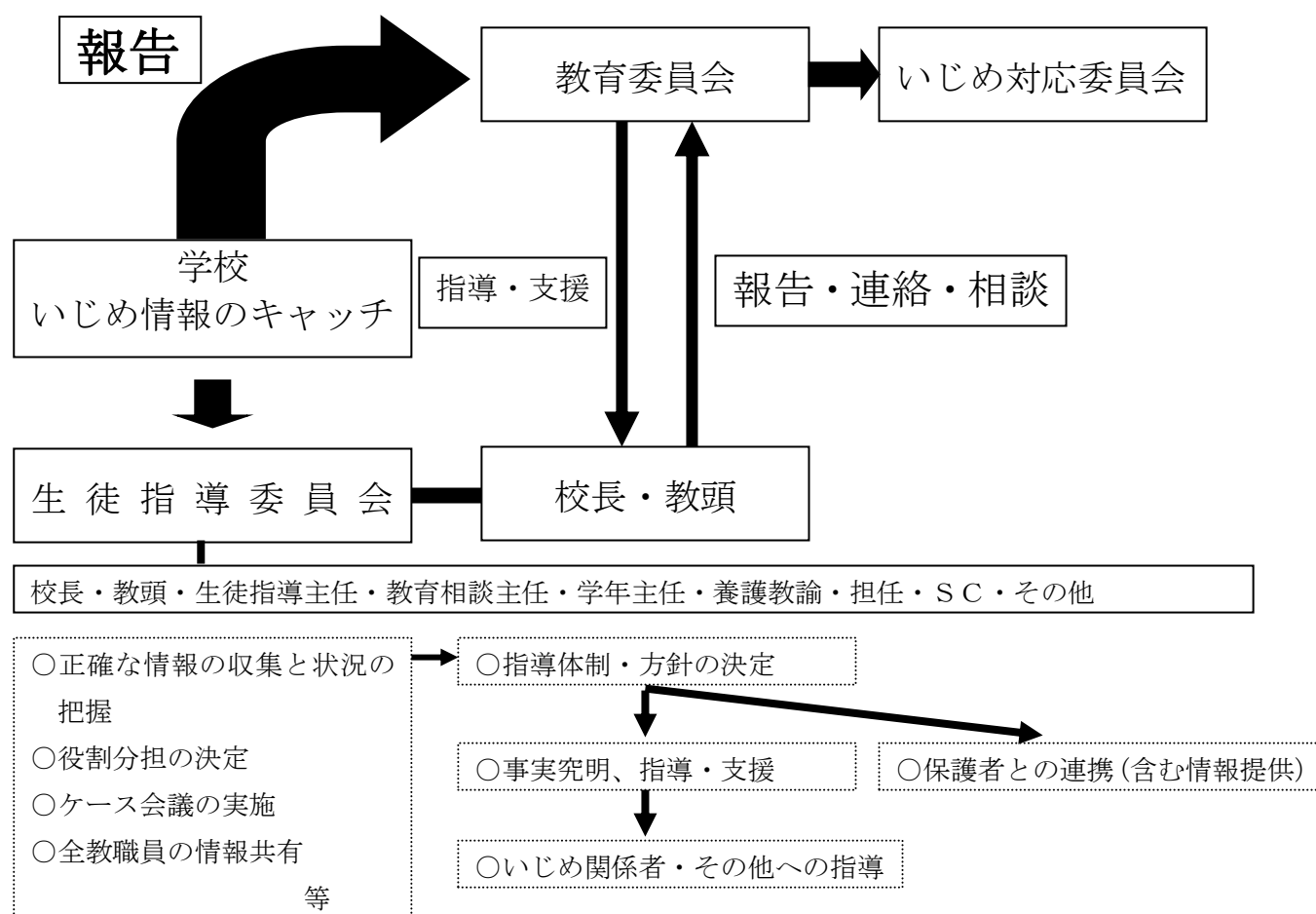
いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行します。

※ いじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。

※ 卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにする。（小から中への引継ぎ等。）



## いじめ対応の基本的な流れ



## 6 家庭・地域との連携

### (1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。また、学校応援団（安全安心ボランティア等）と連携した児童の見守りを検討します。

### (2) 校種間及び関係機関との一層の連携卒業時等における的確な情報伝達（小・中連携）

小・中一貫教育・小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行います。また、必要に応じて、諸機関（児童相談所、東入間警察、こども相談センター、保健センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、県立総合教育センター）との連携を進めていきます。

## 7 関係機関との連携

### (1) 子供関連機関との情報共有

いじめの要因は様々であることから、ふじみ野市教育員会、子育て支援センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との連携を図り、情報共有を継続的に行い、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行います。

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときです。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

児童生徒又は保護者からの申し出は、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性があります。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たります。申し出について調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならないと考えます。

重大事態発生時は、法第28条に基づいて、条例第14条に定めるふじみ野市いじめ調査委員会（以下、「市いじめ調査委員会」という。）を発動し（p18）、重大事態の調査を即時に行います。この調査委員会は、第3者委員会であり、学校（学校問題対策委

員会)と市(市問題対策委員会)が行う調査等とは別組織として、中立性・公平性を考え、学校関係者ではない構成員となります。構成員は、弁護士、医師、学識経験者(大学教授)等となります。

## **(2) 重大事態の報告**

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちにふじみ野市教育委員会に報告します。学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断をしないように慎重に対応をしていきます。

## **(3) 調査の実施**

校内いじめ問題調査組織を設置し調査を実施、客観的事実を明確にします。

また、「ふじみ野市いじめ防止基本方針」に沿って対応をします。

## **(4) 調査結果の提供及び報告**

### **①いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供**

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

### **②調査結果の報告**

調査結果について、ふじみ野市教育委員会に報告します。

## **(5) その他の留意事項**

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もあります。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

## 重大事態への対処の流れ

